

■ あとがき ■

本書は、大前治氏との出会いがなければ、この時期、このタイミングで世に出ることはなかっただろう。ひとえに大前氏の努力に負うところ大である。

私が防空法制に関心を持ったのは、今から三三年前、小林直樹『国家緊急権——非常事態における法と政治』（学陽書房、一九七九年）の書評を、『法律時報』一九八〇年一月号に書いたのがきっかけだった。小林氏はそこで、「国民生活の具体的防衛の問題」の一環として、日本における核シェルター（退避壕）の整備を積極的に主張されていた。私はこれに違和感を覚えたが、書評では正面から論じなかった。

一九八六年五月、金沢大学で行われた憲法理論研究会春季研究総会で、「憲法の平和主義と『民間防衛』」という報告を行った。その準備過程で、戦前日本の防空法制にも触れた。この報告は、「『有事法制』研究と『民間防衛』——西ドイツ民間防衛法制にも触れて」（和田英夫他『現代における平和憲法の使命（久田栄正教授古稀記念論文集）』（三省堂、一九八六年）一四九―一七七頁）として活字化されている。そこでは、小林氏のシェルター整備論についても批判するとともに（一七五頁）、「民間防衛」が一般市民の保護をうたうと同時に、軍事的意味を具有するアンビヴァレントな性格をもつことを指摘した。そして「平成」になって最初の八・一五にも、「防空法は太平洋戦争開始直前…に大改正され、市民に対する強制措置が格段に強化された。特に、一定の区域内に居住する者がその区域内からの退去を

禁止・制限されるという条項の新設（八条の三）は、後に空襲下の住民避難の遅れの原因にもつながっていく（「平成元・八・二五へ——注目すべき『有事法制』・戦時中利用された隣組」「信濃毎日新聞」一九八九年八月一四日付文化欄）と述べていた。このように、私の問題意識は常に、「国家は市民を守るか」にあった。そのために、戦前日本の防空法制を実証的に研究する必要性を感じていた。

八九年九月に広島大学に移り、平成二年度文部省科学研究費補助金（「民間防衛法制の研究」）を得て、防空法制や隣組防空群等に関する一次史料を多数入手するとともに、呉市近世古文書館で、戦前の『主婦の友』や『婦人倶楽部』など、一般市民の生活と防空法制の関係を明らかにする雑誌などを閲覧・複写した。防空法制が市民レヴェルでどのように機能していたのかをリアルに明らかにしたかったからである。この頃から、焼夷弾の実物や戦時下の「防空グッズ」の収集も開始した。本書で使われている写真は、新聞記事をのぞき、私の研究室で所蔵する「防空グッズ」の一部である。

早稲田大学に移ってすぐ、「防空法制下の庶民生活」（『三省堂ぶっくれっと』）の連載を開始した。この連載を軸に、これに史料で肉付けしていく形で、本書が生まれたわけである。なお、連載当時、三省堂の担当編集者は高瀬文人氏だった。氏の熱心なサポートがなければ、この連載は続かなかったに違いない。ここに改めて謝意を表したい。村瀬慈子さんは、初期段階の草稿から徹底的に読み込み、迅速かつ的確な指摘と提案によって、著者たちの執筆作業を大いに助けてくれた。心からお礼申しあげたい。

故・大牟田稔氏（元広島平和文化センター理事長、元中国新聞論説主幹）は生前、『三省堂ぶっくれっと』の熱心な読者で、私の連載を評価し、ぜひとも出版するように薦めてくださった。だが、筆者がそれを果たせぬまま、大牟田氏は二〇〇一年一〇月一五日、亡くなった。大変遅くなったが、本書を謹んで大牟田氏のご霊前に捧げたいと思う。

法律文化社の掛川直之氏との仕事は、『18歳からはじめる憲法』に続くものとなる。末尾ながら記して謝意を表したい。

二〇一三年二月八日

水島 朝穂